

## 学校給食における食物アレルギー対応の手引き

### 1. 対応方法

学校給食での食物アレルギー対応方法は、弁当持参（毎日または献立内容による）や、状況に応じて自分で除去する方法や可能な範囲での除去食や代替食の提供をする方法がある。

#### ○精華町における対応（安全性を最優先）

- ①弁当を持参する：全ての学校給食に対して、または、除去等が困難な料理において弁当を持参する。
- ②除去食を提供する：申請のあった原因食物を除いた学校給食を提供する。

##### 【精華町における除去食の定義】

- ◇調理の最終工程で除去できる
- ◇調理せずそのまま提供できる
- ◇別配缶で提供できる
- ◇ひとつの料理に複数除去する食材があった場合、対象児童全員が食べられる除去食を提供する

- ③飲用牛乳、パンの供給を停止する。
- ④代替食の提供はしない。

いずれの場合も、原因食品除去によって不足する栄養素を家庭の食事で補う必要があることを保護者に説明する。

### 2. 実施の基準（学校生活管理指導表の提出を必須とする）

- ①保護者から、学校給食における食物アレルギー対応の依頼があること。
- ②医師の診断により、原因食材の除去指示があること。
- ③家庭でも除去食を摂食していること。
- ④医師の診断期間に基づき、一定期間ごとの面談の実施に理解があること。
- ⑤医師の診断書等実費負担に理解があること。

### 3. 実施までの流れ

- ① 保護者から学校長に対処食の申請（食物アレルギー対応食実施申請書（様式7））がある。（面談時に確認する）
- ② 学校内で協議し、対応が必要と認められる場合は教育委員会に連絡する。
- ③ 学校・保護者・担当栄養教諭で対応方法を協議し、決定事項を教育委員会に連絡する。
- ④ 食物アレルギー除去食対象児童の一覧表（様式10）を作成し、学校全体の対応者の確認をする。

## 4. 食物アレルギー対応食提供の流れ

### 1. 対応児童一覧表作成

- ・食物アレルギー除去食対象児童一覧表（様式 10）を作成し、教育委員会に報告する。
- ・学校全体のアレルギー対応者の確認を行う。
- ・関係職員全員が個々の対応内容について確認する（役割分担表（様式 8）、食物アレルギー対応チェックリスト（様式 9））。
- ・学級担任等は、対応の内容に応じて教室での指導事項や配慮する点を確認する。
- ・給食に関する対応の詳細を個人カルテ（様式 3）に記載する。
- ・栄養教諭・調理職員等は、給食調理での対応内容を基に、調理作業工程を検討する。

### 2. 保護者への通知

- ・学校生活管理指導表の内容に基づき、学級担任が保護者に決定内容の説明をする。
- ・給食の内容（献立内容・使用食材等）や調理現場の説明（状況・設備・人員配置）をする。
- ・給食での対応ができない場合は、理由や状況を説明し、保護者の理解を得る。

### 3. 教職員共通理解

- ・職員会議等で資料を配布し、対象児童や対応方法などを周知徹底して全ての教職員が対応できるようにする。
- ・調理員・配膳員にも共通理解を図り、対応方法や手順はもちろん調理作業工程での危険箇所を確認する。

### 4. 標準的な対応の流れ

- ・アレルギー対応委員会において、個別の対応内容を確認し、除去食の提供をする。

献立表・アレルギー対応予定献立表を保護者に配布

※加工食品は、使用原材料を添付

担当栄養教諭



養護教諭



学級担任



保護者



アレルギー対応予定献立表により対応内容決定

※除去食実施の有無をその都度確認

保護者



アレルギー対応委員会

決定した内容は、再度保護者へ連絡



決定した対応内容、注意事項の確認

- ・給食調理での対応内容を献立表にも記載し、調理作業工程を検討する
- ・調理作業工程を考える際には、混入（コンタミネーション）の恐れがある箇所をチェックし、作業動線図・作業工程表に記入する



教室で対応するための注意事項、配食方法の確認

※誤食、混入(コンタミネーション)がおこらないための方法を確認する

- ・対応の対象となる児童の確認
- ・対応内容、注意事項の確認
- ・配食時の注意事項(容器の取扱い等)の確認
- ・児童に対する指導が必要な場合はその内容について確認



※担任不在のときにも対応できるように、全教職員に周知する



決定した内容に基づいた調理



## 学級での指導

学級担任 ↔ 対象児童・学級児童

※学級の児童全員がアレルギー疾患について理解するよう指導し、誤食、混入等が起こらないよう配慮する

学級内での指導（担任）

### アレルギー児童

- ・ワゴンの上にある除去食を担当から受け取り、手元にとどいていることを確認
- ・アレルゲンとなる食品（料理）に触れない
- ・アレルゲンが付着している食具や食品等に触れない
- ・アレルゲンとなる食品を含む献立を食べてしまうことがないようにする

### その他の児童

- ・アレルギーは好き嫌いではないことを理解させる
- ・間違えて食べた場合、生命に関わる場合もある
- ・アレルギー配慮の給食があるか、学級児童で毎日把握しておく
- ・給食の食べ方、マナーを知る
- ・アレルゲンとなる食品を含む献立を食べるよう勧めたりすることがないようにする

### 準備～喫食

- ・容器の色、ラベル等で対応食と対象者を確認する
- ・アレルゲンとなる食品が付着している食具や食器等に触れないよう注意する
- ・他の児童が除去食に触れないよう配慮する
- ・アレルゲンとなる食品を含む献立を食べてしまうことがないように、また、他の児童が食べるよう勧めたりすることのないよう指導する

### 後片付け

- ・対象児童が食器、食具類を片付ける際にアレルゲンとなる食品が付着している食具や食器等に触れることがないように配慮する
- ※当番時には仕事内容を配慮する



## 確認・評価

アレルギー対応委員会

⇔

保護者

※アレルギー対応食の実施後、児童の様子を確認する

※実施後の意見・要望を伝える

### 5. 対応の見直し（進級時）

- ・前回から見直し時期までの間にアレルゲンとなる食品の変化、症状の軽快または新たな症状の出現などがないかを確認する。
- ・前回決定した対応内容を確認し、継続または変更を検討し、変更の場合はその内容を決める。
- ・日頃から保護者との連携を密にし、児童の健康状態を把握してより良い対応ができるようお互いに情報交換を十分に行い、共通理解のもと連携して取り組むようにする。

### 6. 変更がある場合

#### ●学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容を知らせるとともに、今後の対応について話し合い、理解を得る。

#### ●日々の献立内容や使用食材等に変更が生じた場合

アレルギー対応食の提供について変更が生じた場合は、担当栄養教諭が学級担任を通して保護者に連絡する。

#### ●医師からの指示内容に変更が生じた場合

通院中の主治医から給食対応内容に変更が生じた場合は、保護者に学校生活管理指導表の提出を求める。但し、症状の改善により学校管理が不要となった場合は、食物アレルギー学校管理解除届（様式7-1）の提出を依頼する。

### 5. 使用食品のチェックと対応内容の決定

除去食をチェックした食物アレルギー用献立表（除去対象以外のアレルゲンも含む）を保護者に配布する。保護者は献立を確認した上で学校へ提出。除去食実施月は、保護者から希望の有無をその都度確認し、除去食喫食者の一覧表を教育委員会に提出する。保護者から提出された献立表は、職員室用、学級用、養護教諭用、給食室用をカラーコピーしておく。保護者へは原本を返却し家庭でも確認できるようにする。なお、加工食品については使用食品や配合割合などが記載された一覧表を配布する。

### 6. 食物アレルギー対応食の配慮事項

#### 共通事項

- アレルギー児童を学級担任が理解し、学級の児童にも理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する
- 給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることがないように、学級担任が配慮する
- 保護者は児童の健康管理をする

① 弁当の場合

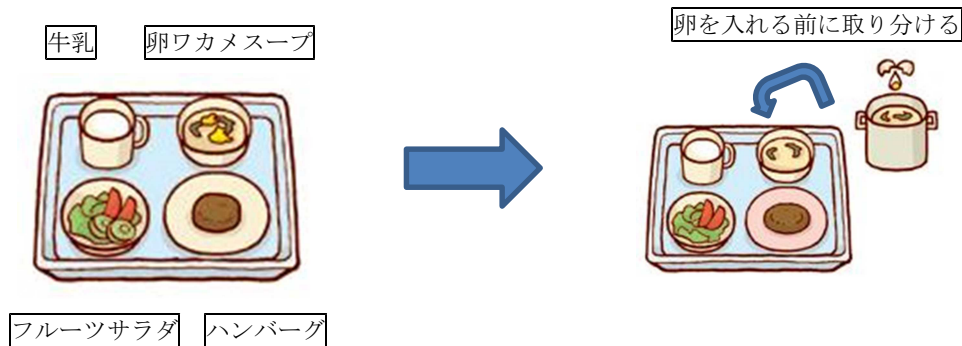


◇予定献立の食材等を保護者に知らせ、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に決めておく。

◇持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるようにする。

◇全ての学校給食を停止した場合、給食費は徴収しない。

② 除去食を提供する場合



◇除去食を喫食する日は、保護者が除去食カードを給食袋に入れて持たせる。

○職員室・教室内で ※アレルギー除去食確認表（様式 11）で確認！

◇除去食を該当の児童が間違いなく食べられるように配慮するとともに、対応教員が確認してから喫食させる。

◇予定献立の変更があった場合の食品の変更にも注意する。

◇誤配のないように注意する。

○給食室で ※アレルギー除去食提供表（様式 12）で確認！

◇調理過程で除去を忘れないように注意する。

◇学校給食において微量混入（コンタミネーション）は皆無ではないが、調理過程では十分に注意する。

※除去食を取り分けるまでは細心の注意を払うが、万一混入や取り忘れ等が起こった場合には、提供を中止する。この場合学級担任、対象の児童に説明し、保護者にも連絡して理解を得る。

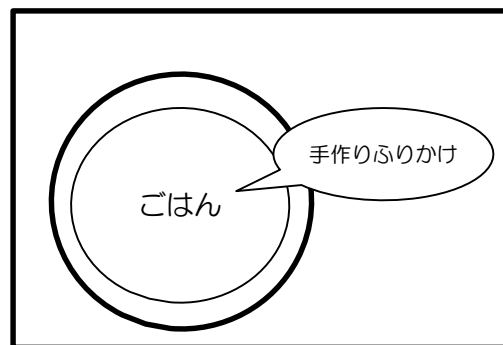
◇調理作業が煩雑になることを防ぐため、対象児童の出席の有無に関わらず対象児童全員分の除去食を作り、配膳する。

- ◇除去食については、担当栄養教諭と調理員との打合わせを十分に行う。
- ◇除去食は管理職が検食する。
- ◇配膳の際には、誤配がないように注意する。
- ◇配膳時には、名札または食札を利用して、他の児童の給食との混在を防止する。

○提供・返却方法 ※アレルギー除去食確認表（様式 11）、アレルギー除去食提供表（様式 12）で確認！

- ◇除去食を、他の児童とは色・柄の異なる食器（以下、除去食用食器）に給食室で盛り付けて各クラスのワゴンにのせ、教室の前まで運ぶ。
- ◇一つの皿に 2 品以上盛りつける献立に除去食がある場合については、原則として、除去食用食器に、除去食だけでなく、その皿に盛り付ける料理全てを盛り付け、完成した状態にする。

（例）ごはん・手作りふりかけ（ごま）



- ◇対応教員が除去食を対象児童に渡す。  
※対象児童に渡す際、除去食を該当の児童が間違いなく食べられるように配慮する。
- ◇食べた後は、他の児童の食器とは別にして返却する。  
（食器かごに入れず、ワゴンの上に置いておく等）

### ③ 飲用牛乳・パンの供給を停止する場合

- ◇給食調理における除去食対応の対象児童同様、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◇年度末に牛乳代金、パン代金を返金する。

### ④ 代替食の提供はしない

- ◇代替食を提供するために必要な人員の確保が難しく、施設設備及び調理機器・器具等の整備の問題から十分な対応が困難なため、代替食の提供はしない。

## 学校での食物アレルギー対応の流れ

### 食物アレルギーをもつ児童生徒の把握から取り組みまでのフローチャート

手順の流れ	具体的な手順等	関係書類
1. 役割の確認	役割分担表により各担当者の確認を行う	○役割分担表(様式8)
↓		
2. 保健調査票による把握	アレルギーをもつ児童生徒について把握する。	▲保健調査票(就学時健康診断票)
↓		
3. アレルギー調査の実施 (保護者と面談①)	保健調査票を基に、アレルギー疾患に関する聞き取り調査を実施する。 学校生活において、医師の指導のもと配慮が必要であると判断された児童生徒には、学校生活管理指導表の提出を依頼する。また、学校給食での除去食対応を希望する児童には、食物アレルギー対応食実施申請書の提出を依頼する。  在学児童生徒は、前年度の情報を基に、病状等について把握する。	▲保健調査票 ○面談記録票(様式1) ○家庭における除去の程度(様式2) ◇学校生活管理指導表 ▲食物アレルギー対応食実施申請書(様式7)
↓		
4. 個人カルテの作成	個人カルテを作成する。	○個人カルテ(様式3)
↓		
5. 保護者と面談②	学校生活における管理についてアレルギー対応委員会で協議する。 給食における除去の程度を決定する。	○面談記録票(様式1) ○個人カルテ(様式3) ○家庭における除去の程度(様式2) ◇学校生活管理指導表 ▲食物アレルギー対応食実施申請書(様式7)
↓		
6. 個別取り組みプラン作成	「個人カルテ」の確認と「アレルギー緊急時個別対応票」、「食物アレルギー除去食対象児童一覧」を作成する。	○個人カルテ(様式3) ○アレルギー緊急時個別対応票(様式4) ○食物アレルギー除去食対象児童一覧表(様式食10)
↓		
7. 全教職員への周知	「個人カルテ」及び「緊急時個別対応票」の全職員への周知と各分担の最終確認	○個人カルテ(様式3) ○アレルギー緊急時個別対応票(様式4) ○食物アレルギー対応チェックリスト(様式9) ○食物アレルギー除去食対象児童一覧表(様式10)
↓		
8. 除去食の提供	職員朝礼、教室での声かけ、アレルギー児童の配膳の確認	○アレルギー除去食チェック表(様式11、様式12)
↓		
9. 個別取り組みプランの中間評価	職員会議または委員会などを活用して、「個人カルテ」を中間評価し、必要な修正を加える。	○個人カルテ(様式3)
↓		
緊急時対応について	緊急時対応マニュアルを基に、緊急時を想定した教職員の研修を実施。	○緊急時対応マニュアル ○緊急時個別対応票(様式4) ○緊急時対応経過記録票(様式5) 参考資料:【エピペンの使い方】 :【心肺蘇生とAEDの手順】 :【症状チェックシート】
※様式記入者…▲:保護者記入 ◇:主治医等記入 ○:学校		